

医 第 1727 号 の 5
平成 29 年 2 月 24 日

新 潟 大 学 長	様
日本歯科大学新潟生命歯学部	様
新 潟 薬 科 大 学 長	様
長岡技術科学大学	様
長岡工業高等専門学校	様
新 潟 工 科 大 学 長	様
上 越 教 育 大 学 長	様
新潟県立看護大学	様
新潟医療福祉大学	様
新潟医療技術専門学校	様

新潟県福祉保健部長
(公 印 省 略)

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第 16 条第 1 項に
規定する知事指定薬物の新規指定について（通知）

日頃から県の薬事行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

本日、新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成 26 年新潟県条例第 88 号）
第 16 条第 1 項に規定する知事指定薬物として、新たに 3 物質を指定し、別紙の
とおり告示しましたので、御了知の上、学部（学科）関係者に周知願います。

担当：医務薬事課薬事指導係 高木
TEL：025-285-5511 (内 2557)
FAX：025-280-5641





発 行 新 潟 県

号 外 1

平成29年 2月24日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

182 知事指定薬物の指定(医務薬事課)

告 示

◎新潟県告示第182号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成29年 2月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-(2-フルオロフェニル)-3-メチルモルフォリン(通称名: 2-FPM)及びその塩類
- (2) N-(1-アダマンチル)-1-[(テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル)メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド(通称名: Adamantyl-THPINACA、ATHPINACA isomer 1)及びその塩類
- (3) N-(2-アダマンチル)-1-[(テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル)メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド(通称名: Adamantyl-THPINACA 2-adamantyl isomer、ATHPINACA isomer 2)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成29年 2月25日